

## 災害時の緊急医療救護所に関する協定について

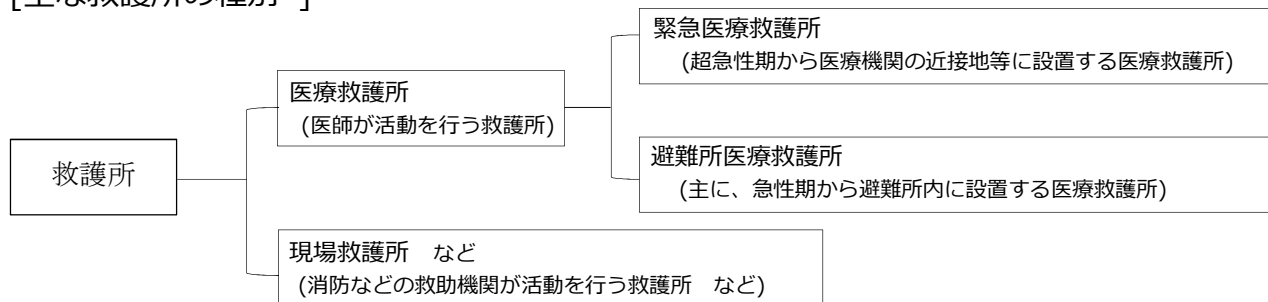
## 1 災害時の医療体制「災害時医療救護活動ガイドラインより（平成 30 年 3 月東京都福祉保健局）」

## 医療救護所

災害時には、災害現場の負傷者や被災地内の傷病者に対して救護活動を行うため、救護所を設置します。救護所には、医師が医療救護活動を行う医療救護所や東京消防庁などの救助機関が活動を行う現場救護所などがあります。

区市町村は、各区市町村地域防災計画に基づいて医療救護所を設置・運営することになりますが、本ガイドラインでは、発災後に速やかに医療機関の近くに設置する緊急医療救護所と、主に急性期以降に避難所内に設置する避難所医療救護所について記載しています。

## [主な救護所の種別※]



※ ここで記載している救護所の種別は、法令等により定められたものではなく、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の救護所種別(避難所救護所、医療機関前救護所、現場救護所及び拠点救護所)に基づいて、本ガイドラインが定めた区分になります。

## [医療救護所の設営時期]

	～6H	～72H	～1週間まで	～1か月まで	～3か月まで	3か月以上
	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
想定される 医療コース	外傷治療・救命救急の医療コース		慢性疾患治療・被災者等の健康管理			
緊急医療救護所	速やかに設置し、トリアージ・応急処置等		(状況に応じて閉鎖)			
避難所 医療救護所	(発災後3時間～)避難所設置					

## 2 緊急医療救護所とは

- (1) 目的 重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供
- (2) 場所 災害拠点病院などの近接地等（病院敷地内を含む）
- (3) 機能 トリアージ（治療の優先順位づけ）  
軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療  
（必要に応じて）中等症者・重症者に対する搬送までの応急処置
- (4) 期間 原則として72時間まで開設

## 3 災害時の緊急医療救護所に関する協定について

- (1) 協定締結式  
令和元年11月11日（月）
- (2) 協定内容  
緊急医療救護所を発災直後から迅速かつ確実に開設し、区民の生命を守るため区内のすべての病院と協定を締結しました。  
  - ア 病院敷地内又は近接地での緊急医療救護所の開設及び運営への協力
  - イ 災害用の医薬品・医療資機材の保管等への協力
- (3) 協定相手方 区内12病院

病院名
東京都済生会中央病院
東京慈恵会医科大学附属病院
北里大学北里研究所病院
虎の門病院
国際医療福祉大学三田病院
JCHO 東京高輪病院
心臓血管研究所附属病院
東京大学医科学研究所附属病院
愛育病院
山王病院
古川橋病院
赤坂見附前田病院

## 4 協定締結後の動き

夜間発災を想定した災害医療合同訓練の実施

- (1) 日時 令和元年11月19日（火）
- (2) 参加者 約800名  
港区医師会、港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会、港区薬剤師会、区内12病院、行政職員
- (3) 内容 通信訓練、緊急医療救護所設営・運営訓練、トリアージ訓練、調剤エリアの設営・運営訓練等

# 区内全病院に救護所設置へ

## 災害時における協定締結

◇参考

<新聞記事>

港区は11日、災害時に軽症者の治療の優先度を判断する「トリアージ」や軽症者の応急処置などを行う緊急医療救護所に関する協定を区内の全12病院と締結する。同様の協定を区内の全病院と結ぶのは区内で初めてとなる。

協定では、災害時に区が設置する医療救護所を病院の敷地内や近接した場所に設置することを盛り込んだ。また、交通網や通信状態などの影響により、区の職員が救護所の設置を判断できない場合でも、各病院が判断して救護所を設置するよう

可能とした。また、区が所有する医薬品などの備蓄場所を各病院に貸貸し、災害時に物資を利用できるようにする。発災直後から傷病者に対する治療を迅速に行うことが目的。救護所の設置に関して

は、東日本大震災の被災地で避難所などに救護所が設置されたが、医薬品や医療従事者が足りず、重症患者を治療できなかった課題がある。このため都の地域防災計画では、病院の近くに設置する方針を示している。

港区では協定を結ぶことで、病院同士の連携がさらに深まることも期待しており、災害拠点病院を中心とした災害時の医療体制の充実を図る考えだ。

元10.30日

### 緊急医療救護所設置で協定

#### 港区、区内全12病院と

東京都港区は29日、災害発生時に応急処置などをすべく設置する「緊急医療救護所」を病院がすべく協定を区内の全12病院と結ぶのは東京23区で初めてという。協定の対象は東京都済生会中央病院や虎の門病院など敷地内や近隣の場所に区が設置するようになり、

順位を判断する「トリアージ」や軽傷者への応急処置などを実施する。医薬品などの備蓄場所も区の倉庫から各病院に変更する。これまでも区と病院は災害時の医療提供について連携してきたが、協定で明文化することで役割をはっきりさせる。

### 緊急医療救護所 12病院開設協定

10/31 港区が来月11日

港区は29日、首都直下型地震などの災害発生時に、けが者の応急処置などをすべく「緊急医療救護所」を円滑に開設するための協定を区内の全ての病院と結ぶと発表した。災害発生から72時間までに、病院の敷地やその周辺で救護所を確実に開設、運営するのが目的だという。

協定は東京都済生会中央病院や北里大学北里研究所病院など12病院と11月1日に結ぶ。区によると、地域防災計画には緊急医療救護所を区が災害拠点病院などで開設するよう示しているが、運用については病院との明確な取り決めがなかった。今後、区の倉庫にある災害用医薬品の備蓄先を各病院に変更するところ

<テレビ放映>

「災害時の緊急医療救護所に関する協定締結式」

令和元年 11月11日放映 NHK・首都圏ネットワーク

令和元年 11月12日放映 JCOM・デイリーニュース



## 「緊急医療救護所」 病院と協定結ぶ 東京 港区

2019年11月11日 17時55分

首都直下地震など大規模な災害が発生した際に病院で治療を受ける患者の優先順位を決める「緊急医療救護所」について、東京 港区は区内の病院と協定を結び、各病院が区の判断を待たずに設置できるようにしました。

11日は港区役所で協定の締結式が行われ、港区の武井雅昭区長と東京都済生会中央病院など区内にある12の病院の代表者が出席しました。

緊急医療救護所は大規模な災害時に病院の外に設置され、病院内で治療を受ける患者の優先順位を決めたり、軽症者の応急処置をしたりする場所で、東日本大震災などの際、多数のけが人が医療機関に集中し混乱を招いたことを受けて、各地で設置にむけた取り組みが進められています。

今回の協定は緊急医療救護所をより速やかに設置する目的で結ばれ、これまで港区では、病院の敷地内などに区が設置することになっていましたが、今後は、区の判断を待たずに、各病院が設置できるようになります。

また、使用する医薬品の保管場所についても、区の倉庫から各病院に移して、素早く治療できるようになるということです。

港区によりますと、こうした協定を結ぶのは東京23区では初めてということです。

武井区長は「近年、災害が多発しているので、今回の協定を契機に区内の病院との連携を深め、区民を守るための医療活動を強化していきたい」と話していました。